

## 目 次

### 告示

- 平成23年度北海道教育委員会職員（主事（図書館学））採用選考検査の実施について … 1
- 平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査の実施について…………… 3

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第93号

平成23年度北海道教育委員会職員（主事（図書館学））採用選考検査を次の要項により行う。

平成23年12月16日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

### 平成23年度北海道教育委員会職員（主事（図書館学））採用選考検査実施要項

#### 1 目的

この選考検査は、北海道立図書館に勤務し、高度で専門的な司書業務に従事する職員を採用するために行うものです。

#### 2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定時期
主事（図書館学）	1名	北海道立図書館	平成24年4月1日以降

#### 3 受検資格

- (1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する者であることが必要です。
  - ア 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、原則として平成24年4月1日から勤務が可能なもの
  - イ 図書館法第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者（又は、平成24年3月31日までに司書となる資格を取得する見込みの者）
- (2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受検できません。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 選考検査の日程及び会場等

##### (1) 第1次検査

- ア 期 日 平成24年2月4日（土）
- イ 会 場 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
- ウ 検査内容

区 分	内 容
教養検査	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式筆記検査
専門検査	主事（図書館学）としての専門的知識等に関する記述式筆記検査

- ※ 上記検査のほかに適性検査を実施します。
- ※ 日程及び会場等の詳細は、受検票でお知らせします。

##### (2) 第2次検査

- ア 期日・会場 平成24年2月下旬（札幌市）  
第1次検査合格者に対し、別途お知らせします。
- イ 検査内容

区 分	内 容
口述検査	第1次検査合格者に対し、個別面接を行います。

- 5 合格発表  
合格者の発表は受検番号のみにより行います。可否については、掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次検査合格発表 平成24年2月中旬
- ・最終合格発表 平成24年2月下旬

(2) 掲示場所

北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受検番号を発表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

ア 平成23年度北海道教育委員会職員（主事（図書館学））採用選考検査申込書（所定の様式）

イ 図書館法第5条第1項に規定する司書となる資格を有することを証明する書類（資格取得見込みの者は、資格取得見込みであることを証明する書類）

ウ 官製はがき（第1次検査の受検票として返送しますので、宛先欄に受検者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）

※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、北海道立図書館及び各教育局で配付します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「主事（図書館学）申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参する場合	平成23年12月16日（金）から 平成24年1月13日（金）まで	9時から17時まで （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）
郵送の場合	平成24年1月13日（金）の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この検査において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障害があり、検査会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受検票の送付

受検票は、平成24年1月24日（火）までに到着するよう発送します。

なお、平成24年1月24日（火）までに到着しない場合は、11の問い合わせ先に照会してください。

8 第1次検査当日の携行品

検査当日は、受検票（顔写真を貼ること）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

11 申込先及び問い合わせ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ

電話 011-231-4111 内線 35-118

## 北海道教育委員会告示第94号

平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査を次の要項により行う。

平成23年12月16日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

## 平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査実施要項

## 1 目的

この選考検査は、北海道立美術館等に勤務し、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示、教育普及及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

## 2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定時期
学芸員	1名	北海道立美術館等	平成24年4月1日以降

## 3 受検資格

(1) 次に掲げる事項のいずれにも該当する者であることが必要です。

ア 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、原則として平成24年4月1日から勤務が可能なもの

イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者（又は、平成24年3月31日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者）

(2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 選考検査の日程及び会場等

## (1) 第1次検査

ア 期 日 平成24年2月4日（土）

イ 会 場 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

ウ 検査内容

区 分	内 容
教養検査	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式筆記検査
専門検査	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記検査

※ 上記検査のほかに適性検査を実施します。

※ 日程及び会場等の詳細は、受検票でお知らせします。

## (2) 第2次検査

ア 期日・会場 平成24年2月下旬（札幌市）

第1次検査合格者に対し、別途お知らせします。

イ 検査内容

区 分	内 容
口述検査	第1次検査合格者に対し、個別面接を行います。

## 5 合格発表

合格者の発表は受検番号のみにより行います。合否については、掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

## (1) 合格発表日

・第1次検査合格発表 平成24年2月中旬

・最終合格発表 平成24年2月下旬

## (2) 掲示場所

北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受検番号を発表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

## 6 申込方法

## (1) 申込書類

- ア 平成23年度北海道教育委員会職員（学芸員）採用選考検査申込書（所定の様式）
- イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有することを証明する書類（資格取得見込みの者は、資格取得見込みであることを証明する書類）
- ウ 官製はがき（第1次検査の受検票として返送しますので、宛先欄に受検者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。）
- ※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配付します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。
- なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4判が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

## (2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	平成23年12月16日（金）から平成24年1月13日（金）まで	9時から17時まで （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）
郵送の場合	平成24年1月13日（金）の消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

- (注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この検査において提出された書類は返却できません。
- 2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。
- 3 身体に障害があり、検査会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

## 7 受検票の送付

受検票は、平成24年1月24日（火）までに到着するよう発送します。

なお、平成24年1月24日（火）までに到着しない場合は、11の問い合わせ先に照会してください。

## 8 第1次検査当日の携行品

検査当日は、受検票（顔写真を貼ること）、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食を持参してください。

## 9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

## 10 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

## 11 申込先及び問い合わせ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁総務政策局総務課人事グループ  
電話 011-231-4111 内線 35-118